第1回 SAFの導入促進に向けた官民協議会 説明資料

2022年4月22日

国土交通省 航空局



工程表(SAFの導入促進)①

国土交通省航空局「航空機運航分野におけるCO2削減に関する検討会」(委員長:屋井 鉄雄 東京工業大学教授)にて、令和3年12月10日に取りまとめ

※「機材・装備品等への新技術の導入」、「管制の高度化による運航方式の改善 善」の分野ついても、同様の工程表を作成

基本的な考え方

- ●我が国において、SAFの導入・普及を促進していくためには、国際競争力のある国産SAFの開発・製造を推進することが重要である。同時に、SAFを活用するためのサプライチェーンを構築する必要がある。そのためには、供給量確保に向けた供給側、SAFのエンドユーザーとしての航空会社、導入支援策等を促進する政府など、各プレーヤーがそれぞれの役割を果たしていかなければならない。
- ●取組を着実に進めるための方向性として、また、取組のマイルストーンとして、SAFの目標量を設定することが重要と考えることから、2030年時点のSAF使用量について、「本邦エアラインによる燃料使用量の10%をSAFに置き換える」という目標を設定する。

●凡例

1. 調査・検討 フェーズ

2. 実証フェーズ

3. 本格運用・ 導入拡大フェーズ

※ 年は暦年を表す。

2021年 2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 2027年 2028年 2029年 2030年 ~2040年 ~2050年 代替航空燃料(SAF) 国産開発 2030年頃の商用化に向けた大規模製造の実証、コスト低減 SAFの国際市場の動向に応じて、 国内外において、 安定した燃料製造技術の確立・低コスト化 航空機へ競争力のあるSAFの供給拡大 (GI基金·NEDO実証等 廃食油由来等のSAFの一部商用化 合成燃料 合成燃料の製造技術の開発 大規模製造の実証 導入拡大・ 自立商用 コスト低減 合成燃料の革新的製造技術の開発

地産

地消

入促進策

ASTM規格のアップデートに応じた機器整備の更新・新設

試験機器がどの事業者でも利用できるよう、関係者間で調整

空港の再工ネ等を活用したSAFの地産地消モデルの構築 ※「空港分野におけるCO2削減に関する検討会と連携

ポテンシャル調査 (原料·製造方法等)

地産地消の事業化に向けたFS調査

地産地消の事業化に向けた実証 (合成燃料等の導入を踏まえた地産地消モデル)

地産地消でのSAF供給・利用拡大

国内制度設計

諸外国実態把握等

SAFの本格導入に向けた導入促進・支援策等の制度の検討・推進

SAFの導入促進策の継続的な見直し

SAFの社会実装・機運醸成に向けた体制整備

工程表 作成

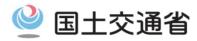
工程表の着実な実施等に向けた官民協議会(仮)設立・運営

SAFのサプライチェーンのパターン



分類			事業例
国産SAF (国内で既存ジェット燃料と 混合)	国産二一トSAF (二一トSAFを国内で製造)	国内で 原料調達	 ● 廃食油由来(日揮、REVO、コスモ石油等) ● 都市ごみ由来((FT合成)丸紅、JAL、ENEOS等/(ATJ)積水化学、住友化学) ● 木質バイオマス由来(JERA、三菱重工、東洋エンジニアリング等)
		海外で 原料調達	● サトウキビ由来のバイオエタノールをブラジルから輸入(ATJ:三井物産、ANA等)
	海外産二一トSAF (海外で製造されたニートSAFを輸入)		計画なし (R4航空局モデル事業にて実施予定)
海外産SAF (海外産の混合SAFを使 用)	混合SAF輸入 (海外産混合SAFを輸入)		Neste(フィンランド) ※伊藤忠が国内での販売契約 (原料:廃食油)
	外地給油 (海外産混合SAFを海外空港で給油)		JALがフルクラム、アメティスなどから 米西海岸の空港で調達計画あり

航空局輸入二一トSAFモデル実証事業(令和4年度予算事業)



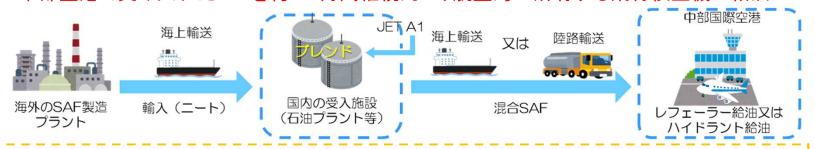
目的

- 今後国内でのSAF取扱の機会が増えてくると考えられるが、現状各空港等ではSAFを安全・円滑 に取り扱うノウハウが十分に蓄積されていない。
- 我が国で輸入実績のない<u>ニートSAF(※)を国自らが調達し、国土交通省が所有する飛行検査機を</u>使用することで、安全性等に配慮したSAF利用のためのサプライチェーン構築を進める。
- 令和4年度の本事業で得られたサプライチェーン・SAFの取扱のノウハウを、<u>令和5年度以降、</u> その他の空港に展開し、国産SAFの普及にもつなげる

- ※ ニートSAF輸入の意義
- ・ 混合SAFと比較して輸送量が 少なく済むため、輸送コストと CO2総排出量の面で有利
- ・ 将来的に国産SAFの生産が 拡大した場合に必要となる、 商用規模の混合施設・方法の 早期整備に資する。

内容

- 実際にニートSAFを輸入し、国内で化石燃料との混合(※)を行い、空港に輸送し受入れるまでの サプライチェーン構築を中部国際空港をモデルにして実施
 - ※現状では国際規格により、化石由来のジェット燃料に混合して使用する必要があり、最大50%まで混合可能。
- 中部空港で受け入れたSAFを約2か月間継続的に、航空局が所有する飛行検査機に給油



【主な検討の視点】

- ✓ ニートSAFの関係法令上の取扱い(消防法:危険物としての類型、関税法:燃料種としての税率等)
- ✓ 輸入二一トSAFと既存ジェット燃料の混合主体、混合施設の場所・規模・仕様
- ✓ 陸路輸送での受入・保存方法(中部空港は、通常、海路輸送での受入を実施)
 - 陸路輸送からのハイドラント又はレフェーラー給油の際の受入方法・必要設備
 - ハイドラントを使用しない場合のSAFの保存方法・必要施設 等

SAF官民協議会のWGとして「サプライチェーン研究会」を設置し、事業を検証

○使用機

- 航空局所有の飛行検査機 2機種6機
- ○給油期間
- ・ 令和4年度の約2か月間

○給油総量

混合SAF 60kL (年間給油:360kL)

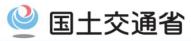


* 飛行検査機

全国の空港等で運用される航空保安施設等が正常に機能しているかなどを、飛行して検査を行うために特殊な装備を施した航空機。

航空局では5機のCJ4型機(上写真) と1機のDHC8型機を保有し運用。

航空分野の脱炭素化目標・SAF需要の見通し



2022 2030 2035 2050 2060 ICAO グローバル削減目標 2020比増ゼロ ICAO長期目標 ①新技術の導入 ③SAFの活用 (目標達成の手段 = (2022年秋の 2050CN? CORSIA) ②運航方式の改善 ④市場メカニズム ICAO総会で決定) 視野に入れて (参考) 諸外国や航空業界の方針 2050CN 例)IATA、米国、ANA·JAL ICAOによる野心的なシナリオ ATAGによるSAF必要供給量の見通し ICAO LTAG 報告書より抜粋 2050年時点でのCO2 国際航空 削減寄与度 2020年 2030年 2050年 新技術 ①新技術:21% ②運航改善:11% ③SAF: 55% 世界で必要となる 7,200万kL 6.3万kL 5.5億kL SAF供給量 運航改善 全ジェット燃料 0.03% 13% 90% 供給量比 SAF 将来にわたり世界的に SAFの需要は拡大 ※ ATAG Waypoint 2050によるF3 (SAF導入を重視) シナリオによるSAF必要量 注) 2030年のSAF必要量は、グラフからの読取推計 203 MtCO-2013年度比 地球温暖化対策計画 (航空) 増ゼロ 視野に入れて

国内航空

(参考)

地球温暖化対策計画(国全体)

※2015年採択のパリ協定を受けて策定

2013年度比 46%削減 (さらに50 %の 高みに向け挑戦)

※2030年度以降の 個別分野の目標は未設定 •

2050CN

国土交通省

航空分野における脱炭素化の推進(法案概要)(航空法、空港法、関空伊丹法、民活空港法)

①航空の脱炭素化の推進に関する基本方針の策定

○国土交通大臣は、航空分野全体における脱炭素化を計画的に推進するため、政府の施策、航空会社、空港関係者等の取組につい て定めた航空脱炭素化推進基本方針を策定。

【航空脱炭素化推進基本方針】

- ▶ 航空の脱炭素化の推進の意義・目標
- ▶ 政府が実施すべき施策
- ▶ 関係者(航空会社、空港関係者等)が講ずべき措置

②本邦航空会社による脱炭素化の取組の推進

○本邦航空会社は、航空運送事業脱炭素化推進計画を作成し 国土交通大臣が認定。

【航空運送事業脱炭素化推進計画】

- ▶ 航空運送事業の脱炭素化の目標
- ➤ SAF(※)の導入等の取組
 - ※ バイオジェット燃料等の持続可能な航空燃料
- ○認定を受けた航空会社に係る特例を措置。
 - ✓ ③の空港脱炭素化推進協議会の組織の要請
 - ✓ 取組の円滑化を図るための同協議会に対する協議の求め
 - ✓ 事業計画の変更手続のワンストップ化

計画認定

国土交通大臣

計画認定等

協議会の組織により、航空の両輪である 航空会社と空港が連携して脱炭素化を推進

航空会社

航空機からのCO2 排出削減に必要な 空港の取組に関す る協議の求め



空港脱炭素化推進協議会

空港管理者 計画の作成等、 脱炭素化を進め

るため、組織



国、航空会社、空港の連携により、航空分野全体で脱炭素 化を推進するための体制を構築し、航空会社・空港関係者 双方の脱炭素化のための取組を円滑化・迅速化

③空港における脱炭素化の取組の推進

○空港管理者は、誘導路の改良、空港で使用する電力を供給す るための太陽光発電設備の整備等の取組について記載した

空港脱炭素化推進計画を作成し、国土交通大臣が認定 (※)。

※ 国管理空港の場合は、国土交通大臣が作成し、公表。





- ○計画を作成しようとする空港管理者は、航空会社、給油事業者、 ターミナルビル事業者のほか、空港のための再生可能エネルギー発 電を行う事業者等からなる空港脱炭素化推進協議会を組織し、 計画の作成、実施等について協議。
- ○計画に位置付けられた事業に係る特例を措置。
 - ✓ 行政財産を活用するための国有財産法の特例
 - 計画記載事業への行政財産の貸付特例(事業例:庁舎 屋上等への太陽光パネルの設置等と
 - ・上記貸付の期間の上限を30年とする特例(国有財産法上 建築物は上限10年)
 - ✓ 空港施設の変更に係る許可手続のワンストップ化